



鳥取県公報

令和8年4月10日（金）
第9780号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正（205）（文化政策課）・・・2 令和8管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量（206）（漁業調整課）・・・3 基本測量の実施（207）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 公共測量の実施（208）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 公共測量の終了（6件）（209～214）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 指定障害福祉サービス事業者の指定（215）（中部総合事務所県民福祉局）・・・5 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（216）（〃）・・・・・・・・・・・・・・5 土地改良事業計画の変更の認可（217）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・5 森林病害虫の駆除命令（218）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・5 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（219）（会計指導課）・・・・・・6
◇ 病院局告 示	県立病院債権回収業務の委託（1）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・7 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育センター）・・・・・・・・・・・・9 落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

告 示

鳥取県告示第205号

令和6年鳥取県告示第283号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき令和8年3月27日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 利用料金 (1)～(3) 略 (4) 設備利用料			1 利用料金 (1)～(3) 略 (4) 設備利用料		
区分		利用料	区分		利用料
略			略		
音響設備 機器	略		音響設備 機器	略	
	CDプレーヤー	1台1回につき 1,050円		CDプレーヤー	1台1回につき 1,050円
	CD・MDラジ カセ	1台1回につき 1,050円		CD・MDラジ カセ	1台1回につき 1,050円
略			略		
映像機器	略		映像機器	略	
	液晶プロジェク ター（可搬型）	1台1回につき 1,910円		液晶プロジェク ター（可搬型）	1台1回につき 1,910円
	液晶プロジェク ター（天吊り 型）	1台1回につき 1,910円		液晶プロジェク ター（可搬型）	1台1回につき 1,910円
	略			略	
	BD・HDDレ コーダー	1台1回につき 1,040円		BD・HDDレ コーダー	1台1回につき 1,040円
	スクリーン（天 吊り型）	1台1回につき 410円		BD・HDDレ コーダー	1台1回につき 1,040円
液晶ディスプレ イ	1台1回につき 410円	略			
略			略		
その他	略		その他	略	
	OHP・映写機 用スクリーン	1台1回につき 410円		OHP・映写機 用スクリーン	1台1回につき 410円
略			モバイルスク リーン	1台1回につき 410円	略

	略			略	
	高所作業台	1台1回につき 1,040円		高所作業台	1台1回につき 1,040円
	略			液晶テレビ(52型)	1台1回につき 410円
備考 略			備考 略		
2 略			2 略		

附 則

この告示は、令和8年4月10日から施行し、同月1日から適用する。

鳥取県告示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）のするめいかの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

鳥取県告示第207号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第208号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年8月21日から令和8年8月31日まで
- 3 作業地域 倉吉市

鳥取県告示第209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量及び写真測量）
- 2 作業地域 鳥取市並びに八頭郡若桜町及び智頭町
- 3 終了年月日 令和8年1月15日

鳥取県告示第210号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町及び八頭郡八頭町
- 3 終了年月日 令和8年1月19日

鳥取県告示第211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業地域 鳥取市
- 3 終了年月日 令和8年1月21日

鳥取県告示第212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 八頭郡若桜町及び智頭町
- 3 終了年月日 令和8年2月20日

鳥取県告示第213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港管理組合管理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業地域 境港市中野町
- 3 終了年月日 令和8年2月20日

鳥取県告示第214号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県八頭県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 八頭郡智頭町大字八河谷
- 3 終了年月日 令和8年2月27日

鳥取県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社ふれあい	東伯郡北栄町国坂279	くらよしフーズ	倉吉市大塚302-4	就労継続支援B型	令和8年4月1日

鳥取県告示第216号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社ふれあい	東伯郡北栄町国坂279	くらよしフーズ	倉吉市大塚302-4	就労継続支援A型	令和8年4月1日

鳥取県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、東郷土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和8年3月31日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

鳥取県告示第218号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる

命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和8年5月20日から同年7月10日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び鳥取県西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

行政財産使用料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課

課長補佐 小川 博考

3 委任期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立病院債権回収業務に係る収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法第33条の2により準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月10日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

指定公金事務取扱者	委託年月日	委託期間
-----------	-------	------

名称	事務所の所在地	指定年月日		
弁護士法人ライズ 総合法律事務所	東京都中央区日本 橋三丁目9-1	令和6年9月5日	令和8年4月1日	令和8年4月1日か ら令和9年3月31日 まで

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和8年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和8年4月1日（水）から同年6月19日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和8年6月28日（日）から同月30日（火）までの任意の1日
 - (2) 口述試験及び身体検査
令和8年7月4日（土）
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
採用予定通知書で通知する。
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年4月10日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和8年5月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の 各警察署の管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年4月10日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

- (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年5月3日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和8年5月3日 午前9時から午前 11時15分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	〃	〃	5人
令和8年5月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃

令和8年5月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
-------------------------------	---	---	---	---

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年5月12日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和8年5月19日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年5月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

T o r i k y o - N E Tインターネット接続機器等調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年6月30日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、本件公告に示した業務の履行に係る費用の合計額とする。

ウ 契約に当たっては入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税が不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、次のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 文具・事務用機器類の事務・OA機器

イ 事務用機器のパソコン類

ウ 事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年4月15日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター教育DX推進課

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年4月10日（金）から同年5月11日（月）までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年4月10日（金）から同年5月11日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月22日（金）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター本館2階第2研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和8年5月11日（月）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日ま

でに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 sets of Internet connection equipment used by public schools in Tottori Prefecture

(2) 2026-05-11 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-05-22 10:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-05-21 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita, Tottori-shi, Tottori 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2387

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和8年3月18日
4 落札者の名称及び所在地	住友電工システムソリューション株式会社大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4
5 落札金額	55,440,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 入 札 公 告 日 令和8年2月6日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271